



JNST International Advisory Board運営細則

2019年4月19日 編集委員会承認

(目的)

第1条 本細則は、編集委員会規程（0801）（以下、「規程」という）第10条の2に基づき International Advisory Board（以下、「国際顧問団」という）の役割および運営方法を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 国際顧問団は、Journal of Nuclear Science and Technology（以下、「JNST」という）の編集方針や質の維持に関する助言を与えることとする。

(選出)

第3条 国際顧問団メンバーは15名程度とし、原子力科学技術分野において世界的に著名な者の中から編集委員会（以下、「委員会」という）が指名し、本人の了解を得た者とする。
2 国際顧問団メンバーはJNST 本体および本会ホームページに明記する。

(任期)

第4条 国際顧問団メンバーの任期は特に定めない。メンバーから交代または辞任の申し出があったときにはこれを了承し、あるいは委員会がメンバーを不適当と判断した場合には解任する。メンバーの辞任や解任があった場合、委員会はすみやかに新たなメンバーを選出する。

(代表)

第5条 国際顧問団の代表者は1名とし、全体を統括する。代表者は国際顧問団メンバーの中から委員会が指名する。本人から交代の申し出があった場合や委員会が交代するのが適当と判断するときには、委員会は次の代表者を指名する。

(責務と報酬)

第6条 国際顧問団メンバーはJNSTの広報・宣伝に務めるとともに、アンケートに答えること等によりJNSTの編集方針等に関して年1回程度アドバイスをする。また、必要に応じて編集委員会規程（0801）第9条に定める論文誌編集幹事会に出席し、意見を述べるができる。

2 委員会は国際顧問団メンバーに JNST 冊子体 1 冊と電子アクセス権を無償で供与する。

(雑則)

第 7 条 本細則に定めるもののほか、国際顧問団の運営に関し必要な事項は国際顧問団と協議の上で委員会が定める。

(改定)

第 8 条 本細則の改定は、編集委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2019 年 4 月 19 日編集委員会メール審議承認、同日施行
2022 年 8 月 2 日 第 2 回理事会報告